

全会一致

垂直離着陸輸送機MV22オスプレイの普天間飛行場 配備計画に断固反対する抗議決議・意見書

復興40周年の節目の年に、激しい怒りをもって「普天間飛行場の早期閉鎖・返還とあらゆる県内移設に反対」している沖縄県民の思いを、嘲笑うかのように日米両政府は、米海兵隊・垂直離着陸輸送機MV22オスプレイを、普天間飛行場に本格配備する計画を着々と進めている。

オスプレイは、開発段階から墜落死亡事故などが多発し、危険性が再三再四指摘されてきたが、実際に去る4月11日にモロッコで死亡者が出る墜落事故を起こしたばかりか、6月13日も米国国内で墜落事故を立て続けに起こしている。恐れていたことが現実となり、県民に大きな衝撃と恐怖を与えている。オスプレイの安全性を強調していた政府の説明は、完全に失墜したにもかかわらず、森本防衛大臣は、同計画を押し進めようとしている。日本政府の米国追従の姿勢と沖縄への構造的差別に対して、激しい憤りを禁じ得ない。

そもそも、普天間飛行場の移設問題の本質は、住宅地の中心に存在する「世界一危険な」同飛行場の早急な危険性の除去にある。世界一危険な普天間飛行場に、墜落死亡事故が多発している危険極まりないオスプレイを配備する同計画は、まさに「危険性の機能強化」であり、断じて許されるものではない。まさに、県民の生命と人権の軽視であり、愚弄であり、怒りをもって同計画を糾弾する。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、日常生活の安全と平穏を守る立場から、下記事項について強く要求する。

記

- 1 日米両政府は、MV22オスプレイの普天間飛行場配備計画を撤回すること。
- 2 日米両政府は、普天間飛行場の危険性除去のため、早期閉鎖・返還すること。
- 3 日米両政府は、普天間飛行場の閉鎖・返還時期を明確にすること。
- 4 日米両政府は、沖縄県の基地負担軽減を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2012年6月21日

沖縄県西原町議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方担当大臣、
外務省特命全權大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

※抗議決議のあて先は

米国大統領、米国防務省長官、米国防総省長官、米国防務省日本部長、駐日米国大使、在沖米総領事

【陳情・要請等の審議結果】

件名	結果
住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情について	審議未了
「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書採択のお願い	採 択
私有財産の公衆用道路への濃れ地補償問題	不 採 択
駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情	採 択

全会一致

「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」 の制定に関する陳情・意見書

心身の健康は、一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在のわが国は、平成10年から毎年3万人以上の方々がお自殺によって命をなくし、平成20年の厚生労働省調査では320万人を超える方々、つまり国民のおよそ40人に1人が精神疾患のために医療機関を受診しているという「国民のこころの健康危機」と言える状況にある。自殺はもちろんのこと、引きこもりや虐待、路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題が大きく関与している。

世界保健機関(WHO)の指標でも、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかとなっている。我が国においては、自殺やうつ病がなくなった場合の経済的便益は、単年で約2兆7千億円という推計がされ、がんや脳卒中とともに5大疾病とする方針が厚生労働省において示されるなど、こころの健康への対応が強く求められているが、精神保健・医療・福祉サービスの現状は、国民ニーズにまだまだ十分にこたえられるものとはなっていない。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展と活力ある社会を実現するためには、心の健康を国の最重要課題の一つと位置づけ、5大疾病の時代にふさわしい基本法を制定し、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

国会及び政府に対し、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とし、こころの健康についての総合的で長期的な政策と、そのために必要となる財源等を保障する「こころの健康を守り推進する基本法(仮称)」を制定するよう要請を受け採択し、意見書を可決した。

全会一致

駐留軍関係離職者等臨時措置法の 有効期限延長に関する陳情・意見書

「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、平成25年5月16日で有効期限を迎える。駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれている。

平成18年5月の在日米軍再編に関する最終報告で、「普天間飛行場の移設や在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還」等が合意されている。5つの対象施設には3,862名(平成24年3月末)、海兵隊施設には、4,977名(平成24年3月末)の従業員が勤務し、状況如何によっては、雇用継続が困難となる事態も懸念される。

一方、全国の失業率は4%台で推移しているが、県内の失業率は全国約2倍で推移し、雇用情勢は極めて深刻な状況にあり、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではない。そうした中で駐留軍労働者の解雇が発出されると、県経済に与える影響は大きく地域の雇用情勢は、パニック状態に陥る事は明らかである。

有効期限を迎える駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長については、なお一層の配慮が必要であり、同法の再延長実現を求めること等の要請を受け採択し、意見書を可決した。

採択可決

陳情・要請・意見書

※文面は要約してあります。詳細は会議録又はホームページをご覧ください。